

○販売管理研修の受講対象、受講期限等

(1) 酒類販売管理研修（初回研修）の受講の義務化

酒類小売業者（小売を行う製造業者及び卸売業者を含みます。以下同じ。）は、酒類の小売販売場ごとに、酒類販売管理研修を過去３年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません（酒類販売管理者を選任しない場合や研修を受講していない者等を選任した場合は、「選任義務違反」となります。）。

※改正前：酒類販売管理者を選任後、３か月以内に研修を受講（努力義務）

(2) ３年ごとの酒類販売管理研修（定期研修）の受講の義務化

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から３年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません（定期研修を受講させない場合には「勧告」、「勧告」に従わない場合には「命令」の対象となる場合があります。）。

※改正前：定期的な研修受講が望ましい

(3) 標識掲示の義務化

酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲示しなければなりません。

※改正前：研修受講事績等を掲示することが望ましい

（注）

①上記に違反した場合には、「罰則」の対象となり、「免許取消」となる場合があります。

②平成 29 年 6 月 1 日以降は、酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければなりません。

ただし、同年 5 月 31 日までに酒類販売管理者を選任し届け出ている場合は、初回研修は、平成 29 年 8 月 31 日までに、前回の受講から 3 年を経過している者の定期研修は、平成 29 年 11 月 30 日までに受講させる必要があります。